

2004年7月第20回参议院選挙 各党公約・マニフェストから

さらに進める小泉改革 自民党参议院公約

政権公約「小泉改革宣言2003」の検証と新たな展開

【第1章】小泉改革5つの成果

4. 国の基本を見直す

(1) 新しい憲法草案をつくる準備を進めています

立党50年を迎える平成17年に憲法草案をまとめるべく、幅広い議論を進めています。

憲法改正の具体的な手続きを定める法律案作成の準備を進めています。

小泉改革の3年間

【第3章】「政権公約」実施状況の検証と新たな施策

9. 新しい憲法草案をつくる - 新時代にふさわしい新たな憲法を

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
	2005年(平成17年)11月に新憲法草案。国民議論を展開し、あるべき国家の理念を明らかに。平和主義、基本的人権などを踏まえ「公共」の概念を共有、健全な常識が社会を律する国家を建設。	党憲法調査会の陣容を強化し草案起草作業を開始。憲法調査会内に憲法改正プロジェクトチームを設置し、前文、安全保障、統治機構、財政、地方自治、基本的人権などについて精力的に議論を重ね、論点を整理。今後は、新憲法草案の作成に向けて具体的に検討。
	憲法改正の具体的手続きを定める国会法改正、「憲法改正国民投票法」の成立へ。	早期国会提出へ向けて与党内調整中。国民投票法案に関する与党協議会と実務者協議機関を設置し、精力的に議論中。できるだけ早い時期に与党協議会で合意を得て、国会での成立を図る。

民主党の政権政策 マニフェスト まっすぐにひたむきに

マニフェスト政策各論

1 未来へ向かう創憲

日本ではいま、時々々の状況に流されて政府が行う恣意的な解釈が、憲法の「空洞化」をもたらしています。このままでは、「空洞化」はますます進行し、国民の憲法に対する信頼感はいよいよ損なわれてしまいます。私たちは、立憲主義を基本に捉えること、すなわち憲法は現実政治の中に生かされるものでなければならないと考えているので、憲法の条文を「守る」ことに汲々として、その形骸化・空洞化を放置する立場はとりません。憲法を鍛え直し、国家権力の恣意的解釈を許さない、確固たる基本法としての構造を確立することが必要だと考えています。民主党は、こうした考えを受け、過去ではなく、未来に向かって創造的な議論を進めています。すなわち「創憲」の立場に立ち、日本国憲法が高く掲げる「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三つの根本規範を、21世紀の新しい時代にふさわしいものへとさらに豊富化させていきます。

「日本国の象徴」にふさわしい開かれた皇室の実現へ、皇室典範を改正し、女性の皇位継承を可能とします。

参议院選挙にのぞむ日本共産党の政策

国政の6つの熱い焦点

(5) 憲法改悪に反対する一点で 国民の共同を広げる

いま、自民党、公明党、民主党が、憲法の改定を競いあっています。自民党は、小泉首相の指示で、来年秋までに憲法「改正」案をまとめる準備をすすめ、野党の民主党も、これに呼応して改憲案づくりをはじめました。

改憲勢力のねらいは、「戦争はしない、軍備はもたない」と決めた9条を改悪することです。これらの勢力は、“いまの憲法には「環境権」や「プライバシー権」がないから”などともいっています。しかし、公共事業で環境を破壊し、盗聴法でプライバシーを侵した勢力が、いくらこう主張しても、何の説得力もありません。これらの権利は、現行憲法が多彩で豊かに保障した人権規定をよりどころにして、国民の力で具体化できたものです。憲法の文言に書かれていないからといって改憲の理由にはなりません。ましてや、これを“かくれみの”にして憲法9条を改悪することなど許されません。

憲法9条改悪のねらいは为什么呢。

これまで、有事法制やイラク特措法など、自衛隊を海外に派兵するためのさまざまな法律がつくられてきました。しかし、そのどれも、「海外で戦争はしない、武力行使はしない」ことを建前にしてきました。憲法9条が“歯止め”となって、「戦争をする」と公然と決める法律をつくるわけにはゆかなかったからです。9条改悪のねらいは、この“歯止め”を憲法そのものから取り払い、日本をアメリカとともに公然と「海外で戦争をする国」にしてしまうことです。そうなれば、日本は無法な侵略国の仲間入りをする事になり、国連の平和のルール確立を求める世界の流れに逆行することになります。

改憲勢力は、現行憲法はアメリカによる「押しつけ憲法」だといっています。しかし、「9条をなくせ」という議論こそ、アメリカに押しつけられたものです。いちばん最初の9条改憲論は、憲法がつけられた翌年（1948年）に米陸軍が言い出しました。現在の改憲論も、4年近く前、アメリカのアーミテージ国務副長官が「集団的自衛権を採用せよ」という報告をつくったことから始まりました。

憲法9条は、先の戦争の悲惨な体験から痛切な教訓を学んだ日本国民が、「二度と戦争をくりかえすまい」という決意を込めて刻み込んだもので、日本国民が世界に誇る宝です。日本共産党は、日本と世界の平和のため、憲法9条の改悪を絶対に許しません。憲法改悪に反対し、平和原則を守るという一点での国民の共同を広げます。

いま国会で審議されている有事関連法案は、アメリカが日本周辺で先制攻撃をおこなうとき、日本が共同で参加するためのものであり、日本とアジアの平和に逆行します。法案の成立を阻止し、有事法制を発動させないため、全力をつくします。

改憲論者は、「9条は現実にあわない」と攻撃します。しかし、2000年に国連で開かれたNGOの会議で、「すべての国が、その憲法において、日本国憲法9条に表現されている戦争放棄原則を採択すること」が提案されました。いま、「9条」の値打ちが世界で光り輝いています。日本は、憲法9条の先駆的な値打ちを生かし、平和外交の先頭に立つべきです。「非核三原則」「武器禁輸原則」は、憲法9条が生み出した、世界でも先駆的な外交原則です。空洞化や「死文化」を許さず、将来にわたって堅持します。

日本改革 - - 21世紀の早い時期にこういう日本をめざします

(3) 憲法の平和・人権・民主の理念を、21世紀の「国づくり」に生かす

わが国の憲法は、“戦争はしない、軍備はもたない”と決めた第9条はもとより、国民の人権を豊かに多面的に保障している点でも、世界でもすすんだ誇るべき憲法です。問題

は、この憲法が国政の土台にすえられていないばかりか、ないがしろにされつづけてきたことです。

日本共産党は、憲法を制定するにいたった経緯や、国民がこの憲法にこめた熱い決意、この憲法の基本精神などを書き込んだ憲法前文をふくめ、日本国憲法のすべての条項を厳格にまもります。とくに、平和・人権・民主の条項を、21世紀日本の「国づくり」に生かし、その完全な実施のために力をつくします。日本共産党がめざす日本改革の提案は、日本国憲法の、主権在民、戦争の放棄、国民の基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治などの原則を完全に実施することと重なりあうものです。

わが国の憲法は、30カ条にわたる基本的人権を、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に」(憲法第11条)保障しています。国民の基本的人権を制限し抑圧することをきっぱりとやめさせ、社会や経済の発展・変化に対応して、人権の充実をはかります。企業の内部をふくめ、社会生活のあらゆる分野で、思想・信条による差別をなくします。

- - 憲法第25条は、すべての国民に「健康で文化的な生活を営む権利」(生存権)を保障しています。自民党政治のもとで国民のこの権利はまったく踏みにじられています。国民の「生存権」を名実ともに保障するために、全力をつくします。

- - 「両性の同権・平等」を規定した14条・24条・44条を生かし、男女の平等・同権を社会のすみずみで擁護し、保障します。女性の独立した人格を尊重し、女性の社会的・法的地位を高めます。

- - 「思想及び良心の自由」(19条)を尊重します。学校などでの「日の丸」「君が代」の強制をやめさせます。

- - 「信教の自由」をまもり、政教分離の原則を徹底させます。

- - 憲法の平和・人権・民主の精神を生かした教育制度、教育行政の改革をすすめ、教育条件の向上と、教育内容の充実をはかります。

選挙制度や国会のあり方、行政機構、司法制度などを、憲法の「国民主権」の精神に立って改革します。世界の大勢である「18歳選挙権」をいそいで実施します。

汚職・腐敗・利権の政治を根絶するために、企業・団体献金を完全に禁止します。国民の「思想・信条の自由」を踏みにじり、政党が国民の税金を分け取りする政党助成制度を廃止します。

地方政治では「住民が主人公」をつらぬき、住民の利益への奉仕を最優先課題とする地方自治をうちたてます。

マニフェスト・参議院選挙公約 今こそ民意ズム 痛みも不安もない将来つくります。

社民党

10. 憲法「改悪」を許しません

平和だけでなく、個人の尊厳や基本的人権、幸福追求権、生存権、勤労権、地方自治をはじめ憲法のあらゆる面がないがしろにされています。日本国憲法の普遍的・先進的な価値や人権を豊富化する条項を活かし、憲法を精神的に創作的に拓けます。憲法の理念を具体化するための法整備を進めます。

憲法調査会の任務はあくまでも調査であり改憲の方向性を出すことではありません。
憲法尊重擁護義務を踏まえ、憲法の理念の実現のための方策を検討するようにします。

改憲勢力が進めている憲法改正のための国民投票法案などについては、内容的に問題が多く、真の国民の意思の反映とならないことから、反対します。

第20回参议院選挙政策集 3つの争点、9つの約束 社民党

3つの争点<平和の創造>

平和憲法の理念を世界に広げ、軍事力によらない平和を実現します

第二次世界大戦の廃墟の中で平和の実現を最大の目的として創設された国際連合は、その憲章の第2条第4項で「武力による威嚇または武力の行使」を原則として禁じました。国連憲章の約1年半後にできた日本国憲法は、これをさらに一歩進めて、その第9条2項で戦力の不保持を決め、交戦権そのものを否認したのです。社民党は、日本社会党として結党された当初から、国連による集団安全保障制度を有効に機能させ、憲法第9条が目指した軍備なき世界の理想を実現することを目標に努力を重ねてきました。

いま、半世紀にわたって人類の平和への理想を封印してきた東西冷戦が崩壊し、平和憲法の理想が現実的な可能性を持ちうる課題となりつつあります。しかし一方で、アメリカのイラク攻撃に見られるように野蛮な武力を振り回し、安易に軍事的に依存する発想もはびこっています。社民党はあくまで非軍事にこだわりながら、国家間の力関係や軍事力の均衡によって実現される「戦争のない状態」ととどまるのではなく、差別や抑圧のない真に平和な世界を実現したいと考えています。

21世紀の世界は、軍事ブロック間の対立と均衡のシステムから、多国間の信頼と協調に基づく新しい安全保障体制の構築に向かわなくてはなりません。私たちは安全保障に関する発想を転換し、経済開発、環境保全、人権など「人間の安全保障」の観点を中心に据え、政府間だけでなく民間や自治体間の交流、NGOの活動などを、21世紀の国際社会の主要な構成要素として位置づけていくべきだと考えます。ヒロシマ・ナガサキの悲惨な体験を持ち、世界に誇る平和憲法を持つ日本こそが、新しい平和な21世紀を築くためにリーダーシップを発揮するべきではないのでしょうか。

1. 人間の安全保障の立場に立って安全保障環境の整備をすすめます

[1]社民党は平和憲法の精神を世界に発信しながら、一切の暴力や差別、抑圧がない平和な世界をつくるための努力を続けます。

[2]憲法第9条の規定を国家の意思として世界に知らしめるために「非核不戦国家」を宣言する国会決議を行い、国連に「非核不戦国家の地位」の承認を求めます。